

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第14号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 第1

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 道路の維持、修繕等のために使用中の法第41条第4項に規定する道路維持作業用自動車</u></p> <p><u>オ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策に使用中の車両</u></p> <p>カ 略</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p><u>(エ) 専ら通常郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）第16条に規定する通常郵便物をいう。以下同じ。）の集配又は電報（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）附則第5条に規定する電報をいう。以下同じ。）の配達に使用中の車両</u></p> <p><u>(オ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲に使</u></p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。）の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 郵便物の集配又は電報の配達のために使用中の車両</u></p> <p><u>オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第1号の通行禁止除外指定車の標章を掲出しているもの</u></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p>

用中の車両

(カ) 裁判所法（昭和22年法律第59号）に基づく執行官の強制執行等の職務に使用中の車両

(キ) 総務省において使用する車両のうち、不法に開設された無線局の探査に使用中の車両

(ク) 略

(4) 略

ア～ウ 略

エ 道路の維持、修繕等のために使用中の法第41条第4項に規定する道路維持作業用自動車

オ 災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両

カ 略

(ア)～(カ) 略

(キ) 専ら通常郵便物の集配又は電報の配達に使用中の車両

(ク) 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両

(ケ) 裁判所法に基づく執行官の強制執行等の職務に使用中の車両

(コ) 総務省が使用する車両のうち、不法に開設された無線局の探査に使用中の車両

(サ) 報道機関が緊急の取材のために使用中の車両

(シ) 患者輸送車（自動車検査証の自動車の種別欄に特種及び車体の形状欄に患者輸送車と記載のものに限る。）で患者の輸送に使用中の車両

(ス) 車いす移動車（自動車検査証の自動車の種別欄に特種及び車体の形状欄に車いす移動車と記載のものに限る。）で車いすの利用者の移動に使用中の車両

(セ) 略

キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第3号又は別記様式第4号の駐車禁止駐車区間除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その障害が別表第1

(エ) その他公共性を有する目的又は公益上やむを得ない目的に使用中の車両

(4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）

ア～ウ 略

エ 郵便物の集配又は電報の配達のために使用中の車両

オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第2号の駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章を掲出しているもの

(ア)～(カ) 略

(キ) その他公共性を有する目的又は公益上やむを得ない目的に使用中の車両

カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第3号又は別記様式第4号の駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの

(ア) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者が使用中の車両

に掲げる障害の区分のいずれかに該当し、かつ、当該区分ごとに定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に定める障害の級別に該当する者及び公安委員会が特に歩行が困難と認める者に限る。）が使用中の車両

(イ) 香川県知事から療育手帳の交付を受けている者（その障害の程度が㊤（最重度障害）又はA（重度障害）と判定されている者に限る。）が使用中の車両

(ウ) 略

(エ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者（その障害が別表第1に掲げる障害の区分のいずれかに該当し、かつ、当該区分ごとに定める恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する者に限る。）が使用中の車両

(オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（その障害が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の表に定める障害等級の1級に該当する者に限る。）が使用中の車両

2 前項第3号カ又は第4号カ若しくはキに規定する標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする車両の使用者は、別記様式第5号の標章交付申請書（以下この条において「申請書」という。）により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。この場合において、前項第4号キに規定する標章の交付を受けようとするときは、申請書に別記様式第5号の2の運転者の連絡先等一覧表を添付しなければならない。

3 略

4 公安委員会は、第2項の規定による申請に係る車両について、通行禁止又は駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する必要があると認めるときは、次に定めるところにより、標章を交付するものとする。

(1) 第1項第3号カ及び第4号カに掲げる車両については区域又は道路の区間を定めて行い、第1項第4号キに掲げる車両については区域、道路の区間及び場所を定めないで行うものとする。

(2) 略

(イ) 香川県知事から療育手帳の交付を受けている歩行困難な者が使用中の車両

(ウ) 略

2 前項第3号オ又は第4号オ若しくはカに規定する標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする車両の使用者は、別記様式第5号の標章交付申請書（以下この条において「申請書」という。）により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。

3 申請書には、標章交付の要件を備えていることを証明する書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第2項の規定による申請に係る車両について、通行禁止又は駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する必要があると認めるときは、次に定めるところにより標章を交付するものとする。

(1) 第1項第3号オ及び第4号オに掲げる車両については区域又は道路の区間を定めて行い、第1項第4号カに掲げる車両については区域、道路の区間及び場所を定めないで行うものとする。

(2) 標章の有効期間は、3年とするものとする。標章の有効期間が満了した場合において、これを更新しようとする期間についても、同様とする。

(3) 第1項第4号キ(ウ)に掲げる車両については、時間を昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限定する。

(4) 第1項第4号キに規定する標章の交付にあつては、当該標章に運転者の連絡先等一覧表を添付するものとする。

5 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る区間を通行し、又は駐車する場合は、車両の前面の見やすい箇所に当該標章を掲示しなければならない。この場合において、第1項第4号キに掲げる車両にあつては、標章に添付された運転者の連絡先等一覧表を併せて掲示しなければならない。

6～8 略

9 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

10 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章を返納させるものとする。

11 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあつては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期間が満了したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(通行の許可)

第7条 略

2 法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書を警察署長に提出する場合において、当該通行しようとする通行禁止道路の存する場所が、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在所に、別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交

(3) 第1項第4号カ(ウ)に掲げる車両については、時間を昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限定する。

5 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該区間を通行し、又は駐車する場合は、車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示しなければならない。

6～8 略

9 標章の交付を受けた者は、有効期間が経過したとき、当該申請に係る車両について用途を変更し、若しくは使用しなくなったとき、又は標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、若しくは回復したときは、速やかに、標章を第2項に規定する警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。

(通行の許可)

第7条 略

2 法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書を警察署長に提出する場合において、当該通行しようとする通行禁止道路の存する場所が、別表第1の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在所に、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐

番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3～9 略

(駐車の許可)

第10条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項の規定により警察署長が行う駐車の許可は、当該許可に係る申請が、次の要件を満たす場合に限り認めるものとする。

- (1) 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯に係る申請でないこと。
- (2) 目的を達成するために必要な時間を超える期間の申請でないこと。
- (3) 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所に係る申請でないこと。
- (4) 法第45条第1項各号に掲げる場所で、駐車の方法が車両を離れて直ちに運転することができない状態となるものの申請でないこと。
- (5) 法第45条第2項本文に規定する場所に係る申請でないこと。
- (6) 公共交通機関等の交通手段を利用することでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務に係る申請であること。
- (7) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務に係る申請であること。
- (8) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務に係る申請でないこと。
- (9) 重量物又は長大物の積卸しの用務にあっては直近に、その他の用務にあってはその場所からおおむね100メートル以内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものの申請であること。

在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3～9 略

(駐車の許可)

第10条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項の規定により警察署長が駐車を許可する車両は、次に掲げるものであって、駐車禁止の規制の場所(法定駐車禁止場所を除く。)又は時間制限駐車規制の場所(以下「駐車禁止規制場所等」という。)に駐車しなければならない特別の事情があるものとする。

(1) 次に掲げる車両。ただし、入浴作業のために道路上に停めておく等法第77条第1項に規定する道路使用の形態で行うものを除く。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業(老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護の業務を含む。)を居宅(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第4条に規定する施設における居室を除く。以下この号において同じ。)において行うために使用する車両

イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を居宅において行うために使用する車両

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業又は同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を居宅において行うために使用する車両(同法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション若しくは同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第15項に規定する夜間対応型訪問介護若しくは同条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護、同条第3項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第4項に規定する介護予防訪問看護、同条第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション若しくは同条第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導又は同条第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の業務に使用しない車両を除く。)

エ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を居宅において行うために使用する車両(同

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、別記様式第14号の駐車許可申請書（以下この条において「申請書」という。）2通を、当該駐車禁止規制場所等を管轄する警察署に提出しなければならない。ただし、当該駐車しようとする駐車禁止規制場所等が、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在所に、別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3 1の用務で同時に2以上の駐車許可申請書を提出する必要がある場合において、1の駐車許可申請書に当該用務において申請する駐車する日時、場所及び運転者を記載した書面を添えて申請することができる。

4 警察署長は、第1項に規定する許可をする必要があると認めるときは、道路の場所を定めるほか、次に定めるところにより期間及び時間を限って許可するものとする。

(1) 許可の有効期間は、6月以内の期間において当該駐車しなければならない事情に応じた期間とする。

(2) 時間帯を限定することが可能なものにあつては、前号の規定による期間の限定に加え、時間を限定して許可するものとする。

5～8 略

(制限外積載許可の申請の手続)

第15条 法第57条第3項の規定による許可（令第22条第3号イ、令第23条第

条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の業務に使用しない車両を除く。）

(2) 応急修理を必要とする車両又は応急修理を行うための車両

(3) 5分以内に貨物の積卸しができない貨物自動車

(4) 冠婚葬祭のための車両

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上、社会慣習上その他の事情のためやむを得ない理由があると認められる車両

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、別記様式第14号の駐車許可申請書（以下この条において「申請書」という。）2通を、当該駐車禁止規制場所等を管轄する警察署に提出しなければならない。ただし、当該駐車しようとする駐車禁止規制場所等が、別表第1の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在所に、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号から第4号までに掲げる車両に係る申請については、駐車禁止規制場所等を管轄する警察署又は交番若しくは駐在所において口頭で行うことができる。

4 警察署長は、前2項の申請に係る車両について、駐車を許可する必要があると認めるときは、道路の場所を定めるほか、次に定めるところにより期間及び時間を限って許可するものとする。

(1) 駐車禁止規制場所等における駐車許可の有効期間は、3年以内において当該駐車しなければならない事情に応じた期間とする。当該有効期間が満了した場合において、これを更新しようとする期間についても、同様とする。

(2) 第1項第2号から第4号までに掲げる車両を駐車禁止規制場所等に駐車しなければならない場合その他駐車禁止規制場所等に駐車しなければならない理由が一時的に生ずる場合にあつては、当該駐車禁止規制場所等に駐車しなければならない日に限り許可するものとする。

(3) 時間帯を限定することが可能なものにあつては、前2号の規定による期間又は日の限定に加え、時間を限定して許可するものとする。

5～8 略

(制限外積載許可の申請の手続)

第15条 法第57条第3項の規定による許可（令第22条第3号イ、令第23条第

3号イ又は前条第3号アの規定による積載物の長さの制限に係るものに限る。)に係る施行規則第8条第1項の規定による申請書の提出は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、当該車両の出発地を所管区とする交番又は駐在所に提出して行うことができる。この場合において、当該車両の出発地が別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出して行うこともできる。

(1)・(2) 略

2 略

(免許証の記載事項の変更届出の手續)

第50条 略

2 略

3 前項に規定する場合において、その者の住所地が別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署(小豆警察署を除く。)の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

別表第1 (第4条関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から4級の1までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級から2級の2までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	

3号イ又は前条第3号アの規定による積載物の長さの制限に係るものに限る。)に係る施行規則第8条第1項の規定による申請書の提出は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、当該車両の出発地を所管区とする交番又は駐在所に提出して行うことができる。この場合において、当該車両の出発地が別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出して行うこともできる。

(1)・(2) 略

2 略

(免許証の記載事項の変更届出の手續)

第50条 略

2 略

3 前項に規定する場合において、その者の住所地が別表第1の2の左欄に掲げる警察署(小豆警察署を除く。)の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは、同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

脳病変による運動機能障害	移動機能	1級から2級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこうの機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級までの各級	

別表第1の2 (第7条、第10条関係)

警察署	交番又は駐在所
略	

別表第1の2の2 (第7条、第10条、第15条、第50条関係)

警察署	交番又は駐在所	交番
略		

別表第1 (第7条、第10条関係)

警察署	交番又は駐在所
略	

別表第1の2 (第7条、第10条、第15条、第50条関係)

警察署	交番又は駐在所	交番
略		



(表)

<b>駐車禁止除外指定車</b>	第 年 月 日
使用中	
車両番号 号	
除外する区域 又は道路の区間	
有効期限 年 月 日まで	
香川県公安委員会 印	

(裏)

**注意事項**

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外には使用できません。
- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には返納を求められます。
- 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。
  - 有効期限が経過したとき。
  - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等  
住所 氏名

**備考**

- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

(表)

	番号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                 駐車禁止・時間制限駐車区間 除外指定車             </div>	
番号標に表示 されている番号	使用者
除外する区域 又は道路の区間	
使用目的	
有効期限 年 月 日まで	
年 月 日	
香川県公安委員会 印	

(裏)

**注意事項**

- この標章は、外部から見やすいように前面ガラスの内側(前面ガラスがない構造の車両にあつては、外部から見やすい位置)に掲出すること。
- この標章は、指定車両により指定に係る区間等に駐車する場合にのみ有効である。
- 現場警察官の指示があつたときは、これに従うこと。
- 他の車両に使用し、又は他人に貸与、譲渡等しないこと。
- 有効期限が経過したとき、再交付を受けた後亡失した標章を発見したとき、又は使用する必要がなくなったときは、速やかに返納すること。

- 備考**
- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第3号 (第4条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車 (身体障害者使用車)	第 年 月 日
使用中	
車両番号 _____ 号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
運転者の連絡先等一覧表	別添のとおり
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	
香川県公安委員会 印	

(裏)

**注意事項**

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- この標章を使用する場合は、運転者の連絡先等一覧表とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には返納を求められます。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - 有効期限が経過したとき。
  - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等  
 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

備考

- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第3号 (第4条関係)

(表)

番号 駐車禁止・時間制限駐車区間 除外指定車 (身体障害者使用車)
番号標に表示 されている番号 _____
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
年 _____ 月 _____ 日
香川県公安委員会 印

(裏)

**注意事項**


- この標章は、公安委員会による駐車禁止又は時間制限駐車区間の規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。
- この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用しないこと。
- この標章は、外部から見やすいように前面ガラスの内側（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出すること。
- 現場警察官の指示があったときは、これに従うこと。
- 他の車両に使用し、又は他人に貸与、譲渡等しないこと。
- 有効期限が経過したとき、再交付を受けた後亡失した標章を発見したとき、又は使用する必要がなくなったときは、速やかに返納すること。

使用者 \_\_\_\_\_

- 備考
- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第4号（第4条関係）

(表)

駐車禁止除外指定車 (紫外線要保護者使用車)	第 年 月 日
使用中	
車両番号 _____ 号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
除外時間 _____ 昼間(日出から日没まで)に限る。	
運転者の連絡先等一覧表	別添のとおり
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	
香川県公安委員会 	

(裏)


注意事項 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先等一覧表とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には返納を求められます。 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。
被交付者等 _____ 住所 _____ 氏名

備考

- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

別記様式第4号（第4条関係）

(表)

番号 _____
駐車禁止・時間制限駐車区間 除外指定車 (紫外線要保護者使用車)
番号標に表示されている番号 _____
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
除外時間 _____ 昼間(日出から日没まで)に限る。 _____ 年 _____ 月 _____ 日
香川県公安委員会 

(裏)

注意事項 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止又は時間制限駐車区間の規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。 2 この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外者使用しないこと。 3 この標章は、外部から見やすいように前面ガラスの内側（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置）に掲出すること。 4 現場警察官の指示があったときは、これに従うこと。 5 他の車両に使用し、又は他人に貸与、譲渡等しないこと。 6 有効期限が経過したとき、再交付を受けた後亡失した標章を発見したとき、又は使用する必要がなくなったときは、速やかに返納すること。
使用者 _____

- 備考
- 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

運転者の連絡先等一覧表

運転者の連絡先		用務先等		
連絡種別	番 号	用 務 先 (場 所)	連絡種別	番 号
自宅加入電話				
携 帯 電 話				
そ の 他				

- 備考 1 運転者の連絡先欄には、加入電話及び携帯電話等の申請者本人に連絡可能な番号を記載すること。  
2 用務先等の欄には、頻繁に訪れる目的地とその連絡先を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「<u>大型貨物自動車等通行止め</u>」、「<u>大型乗用自動車等通行止め</u>」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～11 略</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 略</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、<u>中型自動車</u>、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(緊急自動車の運転資格の審査の手続)</p> <p>第33条 <u>令第32条の3、令第32条の4又は令第32条の5第1項若しくは第2項</u>に規定する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査の申請をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等)</p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「<u>大型乗用自動車通行止め</u>」、「<u>大型貨物自動車等通行止め</u>」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～11 略</p> <p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 略</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>(10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p> <p>(緊急自動車の運転資格の審査の手続)</p> <p>第33条 <u>令第32条の2第4号、令第32条の4又は令第32条の5</u>に規定する審査を受けようとする者は、公安委員会に審査の申請をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等)</p>

第37条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者が令第33条の6第1項第2号ニの医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。）各号に掲げる者として法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示し、又はその写しを添付しなければならない。

区 分	証明書類
略	

（応急救護処置指導者の認定）

第42条 施行規則第33条第4項第2号ニ（施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。次項において「教習課程指定規則」という。）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号及び第9項第3号並びに運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第2条第1号ニの規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者（以下「応急救護処置指導者」という。）の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)・(2) 略

2 公安委員会は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習課程指定規則第1条第2項第1号ロ、第3項第1号ロ、第4項第1号ロ、第5項第1号ロ、第6項第1号ロ、第7項第1号ロ、第8項第1号ロ若しくは第9項第1号ロに掲げる者又は警察職員である者で、応急救護処置指導者となろうとするものに対し、応急救護処置指導者養成講習を行うものとする。

3 略

(1)～(4) 略

(5) 応急救護処置指導者講習の講習時間は、第一種免許に係るものにあつては39時間、第二種運転免許に係るものにあつては50時間（第一種免許に係る応急救護処置指導員の資格を有するものについては、20時間）とすること。

第37条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者が令第33条の6第1項第2号ニの医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。）各号に掲げる者として法第108条の2第1項第7号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示し、又はその写しを添付しなければならない。

区 分	証明書類
略	

（応急救護処置指導者の認定）

第42条 施行規則第33条第4項第2号ニ（施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び施行規則第38条第7項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。次項において「教習課程指定規則」という。）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号及び第6項第3号並びに運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第2条第1号ニの規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者（以下「応急救護処置指導者」という。）の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1)・(2) 略

2 公安委員会は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習課程指定規則第1条第2項第1号ロ、第3項第1号ロ、第4項第1号ロ、第5項第1号ロ若しくは第6項第1号ロに掲げる者又は警察職員である者で、応急救護処置指導者となろうとするものに対し、応急救護処置指導者養成講習を行うものとする。

3 応急救護処置指導者養成講習は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 講習時間は、40時間（第二種運転免許に係るものについては、51時間）とすること。

第44条 削除

(限定解除審査申請書の添付書類)

第45条 施行規則第18条の5の規定により限定解除の審査を受けようとする者が第66条第3項の規定により指定自動車教習所が行う技能審査に合格した者であるときは、限定解除審査申請書に別記様式第36号の技能審査合格証明書を添付しなければならない。

(限定解除審査の申請の手続)

第46条 施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

(限定解除審査)

第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる自動車等の種類の限定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。

免許の種類	自動車等の種類の限定	課 題
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに鋭角コースの走行

(法附則に基づく限定解除審査の申請の手続)

第44条 法附則第3条第3項若しくは附則第5条第2項又は道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項若しくは附則第5条第3項の規定により運転することができる自動車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、公安委員会に、現に受けている免許に係る免許証を提示し、かつ、別記様式第35号の限定解除審査申請書を提出しなければならない。

(限定解除審査申請書の添付書類)

第45条 施行規則第18条の5又は前条の規定により限定解除の審査を受けようとする者が第66条第3項の規定により指定自動車教習所が行う技能審査に合格した者であるときは、限定解除審査申請書に別記様式第36号の技能審査合格証明書を添付しなければならない。

(限定解除審査の申請の手続)

第46条 施行規則第18条の5又は第44条の規定による限定解除審査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

(限定解除審査)

第47条 施行規則第18条の5又は第44条に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる自動車等の種類の限定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。

免許の種類	自動車等の種類の限定	課 題
大型自動車 第二種免許 (以下「大型第二種免許」という。)	マイクロバスに限定されたもの	幹線コース及び周回コースの走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに鋭角コースの走行

		路端における停車及び発進、 隘路への進入並びに後方間 隔不良
大型自動車免許（以下「大型免許」という。） 略		
中型自動車 第二種免許 （以下「中 型第二種免 許」という。）	中型自動車は、8トン 未満に限定されたもの	幹線コース及び周回コース の走行、交差点の通行、曲 線コース及び屈折コースの 走行、方向変換並びに鋭角 コースの走行 路端における停車及び発進、 隘路への進入並びに後方間 隔不良
中型自動車 免許（以下 「中型免許」 という。）	中型自動車は、8トン 未満に限定されたもの	中型第二種免許の項に掲げ る課題（鋭角コースの走行 を除く。）
中型自動車 仮免許（以 下「中型仮 免許」とい う。）	中型自動車は、8トン 未満に限定されたもの	中型第二種免許の項に掲げ る課題（鋭角コースの走行 を除く。）
普通自動車 第二種免許 （以下「普 通第二種免 許」という。）	旅客車が自動三輪車に 限定されたもの	大型第二種免許の項に掲げ る課題（方向変換、路端に おける停車及び発進、隘路 への進入並びに後方間隔不 良を除く。）
	オートマチック車に限 定されたもの	略
普通自動車免許（以下「普通免許」という。）～普通自動二輪車免 許（以下「普通二輪免許」という。） 略		

2 略

(1) 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊免許又は牽引免許で自動車等の種類を限定

大型自動車免許（以下「大型免許」という。） 略		
普通自動車 第二種免許 （以下「普 通第二種免 許」という。）	旅客車が自動三輪車に 限定されたもの	大型第二種免許の項に掲げ る課題（方向変換を除く。）
	オートマチック車に限 定されたもの	略
普通自動車免許（以下「普通免許」という。）～普通自動二輪車免 許（以下「普通二輪免許」という。） 略		

2 技能審査は、次の各号に掲げる免許の種類及び自動車等の種類の限定の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。

(1) 大型第二種免許、大型免許、普通第二種免許、普通免許、大型特殊免許又は牽引免許で自動車等の種類を限定されたもの（普通免許でミニ



されたもの（普通免許でミニカーに限定されたものを除く。）おおむね  
1,200メートル

(2)・(3) 略

3・4 略

(指定旅客自動車教習所)

第62条 公安委員会は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、法第85条第10項に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行うもの又は同項に規定する旅客用車両を牽引する牽引自動車の運転に関する教習を行うもの（以下「旅客自動車教習所」という。）で職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定により指定旅客自動車教習所として指定するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 略

ア 略

イ 大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

ウ・エ 略

2 略

3 公安委員会は、令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定により旅客自動車教習所を指定旅客自動車教習所として指定したときは、別記様式第42号の旅客自動車教習所指定書を交付するものとする。

4～9 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 略

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
<u>道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条第10号又は第11号に規定する運転できる普通自動車</u> が旧自動三輪車及び旧軽自動車又は旧軽自動車に限定された普通免許とみな	<u>普通自動車による4時限</u>

カーに限定されたものを除く。）おおむね1,200メートル

(2)・(3) 略

3・4 略

(指定旅客自動車教習所)

第62条 公安委員会は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、法第85条第10項に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行うもの又は同項に規定する旅客用車両を牽引する牽引自動車の運転に関する教習を行うもの（以下「旅客自動車教習所」という。）で職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第34条第2項第2号又は第3項第2号の規定により指定旅客自動車教習所として指定するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 教習の方法は、次に掲げる基準に適合していること。

ア 略

イ 大型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

ウ・エ 略

2 略

3 公安委員会は、令第34条第2項第2号又は第3項第2号の規定により旅客自動車教習所を指定旅客自動車教習所として指定したときは、別記様式第42号の旅客自動車教習所指定書を交付するものとする。

4～9 略

(限定解除に係る技能教習及び技能審査)

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりとする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
<u>道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第28号）附則第4項の規定により運転できる大型自動車</u> がマイクロバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付されている大型	<u>12時限</u>

される普通免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付された普通免許を受けている者を含む。）	
運転できる大型特殊自動車カタピラを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者	大型特殊自動車による6時限
道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第28号）附則第4項の規定により、運転できる大型自動車がマイクロバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付された者を含む。）	大型自動車による12時限
運転できる普通自動車が「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されている普通免許を受けている者	普通自動車（オートマチック車を除く。）による4時限
運転できる普通自動車が「普通車はAT車に限る」旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者	普通自動車（オートマチック車を除く。）による4時限
運転できる普通自動車が「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者	普通自動車による4時限
AT限定大型二輪免許を受けている者（AT限定大型二輪免許から大型二輪免許にする場合）	大型自動二輪車（オートマチック車を除く。）による8時限（過去に普通二輪免許又は小型限定普通二輪免許を受けていた場合は、5時限）

免許を受けている者を含む。）	
運転できる普通自動車がオートマチック車に限定されている普通免許を受けている者	4時限
運転できる普通自動車が軽自動車に限定され、又は運転できる普通自動車の総重量若しくは長さ若しくは幅が一定の重量若しくは大きさ以下の車両に限定されている普通免許を受けている者	4時限
道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項又は附則第5条第3項の規定により運転できる普通自動車が自動三輪車又は軽自動車に限定されている普通免許を受けている者（免許の失効により同様の条件が付されている普通免許を受けている者を含む。）	4時限
運転できる大型特殊自動車カタピラを有する自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定されている大型特殊免許を受けている者	6時限
運転できる大型自動二輪車がオートマチック車に限定されている大型二輪免許を受けている者（普通二輪免許又は運転できる普通自動二輪車が総排気量0.125リットル以下に限定されている普通二輪免許（以下「小型二輪免許」という。）を受けている者を除く。）	8時限
運転できる大型自動二輪車がオートマチック車に限定されている大型二輪免許を受けている者（普通二輪免許又は小型二輪免許を受けている者に限る。）	5時限

<u>A T限定普通二輪免許を受けている者（A T限定普通二輪免許から普通二輪免許にする場合）</u>	<u>普通自動二輪車（オートマチック車を除く。）による5時限（過去に小型限定普通二輪免許を受けていた場合は、3時限）</u>	<u>運転できる普通自動二輪車がオートマチック車に限定されている普通二輪免許を受けている者（小型二輪免許を受けている者を除く。）</u>	<u>5時限</u>
<u>A T限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定（A T小型限定普通二輪免許から小型限定普通二輪免許にする場合）</u>	<u>小型自動二輪車（オートマチック車を除く。）による4時限</u>	<u>運転できる普通自動二輪車がオートマチック車に限定されている普通二輪免許を受けている者に限る。）</u>	<u>3時限</u>
<u>A T小型限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定及び小型限定（A T小型限定普通二輪免許から普通二輪免許にする場合）</u>	<u>普通自動二輪車（オートマチック車以外（オートマチック教習のみオートマチック車））による8時限</u>	<u>小型二輪免許を受けている者</u>	<u>5時限（オートマチック車に限定する場合は、3時限）</u>
<u>小型限定普通二輪免許を受けている者に係る小型限定（小型限定普通二輪免許から普通二輪免許にする場合）</u>	<u>普通自動二輪車（オートマチック車以外（オートマチック教習のみオートマチック車））による5時限</u>	<u>運転できる普通自動二輪車が総排気量0.125リットル以下のオートマチック車に限定されている普通二輪免許を受けている者</u>	<u>8時限（オートマチック車の限定について、解除しない場合は5時限、それのみを解除する場合は4時限）</u>

AT小型限定普通二輪免許を受けている者に係る 小型限定（AT小型限定普通二輪免許からAT限 定普通二輪免許にする場合）	普通自動二輪車 （オートマチック 車に限る。） による5時限
小型限定普通二輪免許を受けている者に係るAT 限定での小型限定（小型限定普通二輪免許からA T限定普通二輪免許にする場合）	普通自動二輪車 （オートマチック 車に限る。） による3時限
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満に 限る」旨の限定を付された中型免許を受けている 者	中型自動車によ る5時限
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満の AT車に限る」旨の限定を付された中型免許を受 けている者	中型自動車によ る9時限
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満に 限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受け ている者	バス型中型自動 車による5時限
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満の AT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免 許を受けている者	バス型中型自動 車による9時限
運転できる大型自動車「自衛隊用自動車に限る」 旨の限定を付された大型免許を受けている者	大型自動車によ る6時限
備考 略	

2～4 略

（再試験）

第68条 第52条（第4項を除く。）、第53条、第55条（第1項ただし書を除く。）、第56条及び第58条の規定は、公安委員会が行う法第100条の2第1項に規定する再試験について準用する。この場合において、第52条第1項中「免許試験」とあるのは「再試験」と、「第3項及び第4項」とあるのは「第3項」と、同条第2項中「すべての種類の運転免許に係る免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第3項中「施行規則第22条第1項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第22条第1項」と、第53条中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第54条中「施行

備考 略	

2～4 略

（再試験）

第68条 第52条から第56条まで（第52条にあつては第4項を、第54条にあつては第2号及び第3号を、第55条にあつては第1項ただし書を除く。）及び第58条の規定は、公安委員会が行う法第100条の2第1項に規定する再試験について準用する。この場合において、第52条第1項中「免許試験」とあるのは「再試験」と、「第3項及び第4項」とあるのは「第3項」と、同条第2項中「運転免許に係る免許試験」とあるのは「再試験」と、同条第3項中「施行規則第22条第1項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第22条第1項」と、第53条中「技能試験」とあるの

規則第24条第6項ただし書」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第6項ただし書」と、第55条第1項本文中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「施行規則第24条第7項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第7項」と、同条第3項中「施行規則第24条第7項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第7項」と、第56条第1項中「施行規則第24条第8項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第8項」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第58条中「免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

(講習に係る申出その他の手続)

第85条 施行規則第38条第3項第1号及び第10項第1号の規定による申出並びに施行規則第38条の4第3項及び施行規則第38条の4の2第3項の規定による書類の提出のうち、公安委員会に対して行うものは、運転免許センターに行わなければならない。

(指定自動車教習所職員講習)

第88条 施行規則第38条第9項第2号の指定自動車教習所職員講習の講習時間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)～(3) 略

別表第4 (第62条関係)

1 技能教習の区分及び教習時間の基準

受けようとする第二種免許に係る自動車の種類	教習区分 現に受けている免許の種類	教習時間			
		第1段階	第2段階	第3段階	計
大型自動車	大型免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限
	中型免許	6時限	10(6)	16(10)	32(16)

は「技能再試験」と、第54条中「施行規則第24条第6項ただし書」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第6項ただし書」と、同条第1号中「大型免許若しくは大型仮免許、普通免許若しくは普通仮免許又は牽引免許」とあるのは「普通免許」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第55条第1項本文中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「施行規則第24条第7項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第7項」と、同条第3項中「施行規則第24条第7項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第7項」と、第56条第1項中「施行規則第24条第8項」とあるのは「施行規則第28条の2において準用する施行規則第24条第8項」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第58条中「免許試験」とあるのは「再試験」と読み替えるものとする。

(講習に係る申出その他の手続)

第85条 施行規則第38条第3項第1号及び第11項第1号の規定による申出並びに施行規則第38条の4第3項及び施行規則第38条の4の2第3項の規定による書類の提出のうち、公安委員会に対して行うものは、運転免許センターに行わなければならない。

(指定自動車教習所職員講習)

第88条 施行規則第38条第10項第2号の指定自動車教習所職員講習の講習時間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)～(3) 略

別表第4 (第62条関係)

1 技能教習の区分及び教習時間の基準

受けようとする第二種免許に係る自動車の種類	教習区分 現に受けている免許の種類	教習時間			
		第1段階	第2段階	第3段階	計
大型自動車	大型免許	6時限	12(6)時限	18(12)時限	36(18)時限

			時限	時限	時限
	8 t 限定免許	7 時限	12(7) 時限	19(12) 時限	38(19) 時限
	A T 車 8 t 限定免許	8 時限	13(8) 時限	21(14) 時限	42(22) 時限
	普通免許	7 時限	15(9) 時限	22(13) 時限	44(22) 時限
	A T 車 限定免許	8 時限	16(10) 時限	24(15) 時限	48(25) 時限
	大型特殊免許 (無限定)	11 時限	22(15) 時限	33(18) 時限	66(33) 時限
	大型特殊免許 (カタピ ラ)	12 時限	26(17) 時限	38(21) 時限	76(38) 時限
中型自動 車	大型免許	4 時限	7(4) 時限	11(7) 時限	22(11) 時限
	中型免許	4 時限	7(4) 時限	11(7) 時限	22(11) 時限
	8 t 限定免許	5 時限	10(6) 時限	15(9) 時限	30(15) 時限
	A T 車 8 t 限定免許	6 時限	11(7) 時限	17(11) 時限	34(18) 時限
	普通免許	6 時限	12(7) 時限	18(11) 時限	36(18) 時限
	A T 車 限定免許	7 時限	13(8) 時限	20(13) 時限	40(21) 時限
	大型特殊免許 (無限定)	10 時限	20(12) 時限	30(18) 時限	60(30) 時限
	大型特殊免許 (カタピ ラ)	12 時限	24(16) 時限	36(20) 時限	72(36) 時限
普通自動 車	大型免許	4 時限	8(4) 時限	12(8) 時限	24(12) 時限
	中型免許	4 時限	8(4) 時限	12(8) 時限	24(12) 時限
	8 t 限定免許	4 時限	8(4) 時限	12(8) 時限	24(12) 時限

	普通免許	8 時限	15(8) 時限	23(15) 時限	46(23) 時限
	オートマチック車 限定免許	9 時限	17(8) 時限	24(15) 時限	50(23) 時限
	大型特殊免許 (無限定)	9 時限	16(8) 時限	27(18) 時限	52(26) 時限
	大型特殊免許 (カタピ ラ)	13 時限	19(10) 時限	28(20) 時限	60(30) 時限
普通自動 車	大型免許	4 時限	8(4) 時限	12(8) 時限	24(12) 時限

	AT車8t限定免許	5時限	9(5)時限	14(10)時限	28(15)時限
	普通免許	5時限	9(5)時限	14(9)時限	28(14)時限
	AT車限定免許	6時限	10(6)時限	16(11)時限	32(17)時限
	大型特殊免許(無限定)	10時限	19(12)時限	29(17)時限	58(29)時限
	大型特殊免許(カタピラ)	11時限	23(15)時限	34(19)時限	68(34)時限
オートマチック車	大型免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限
	中型免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限
	8t限定免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限
	AT車8t限定免許	5時限	9(5)時限	14(10)時限	28(15)時限
	普通免許	5時限	9(5)時限	14(9)時限	28(14)時限
	AT車限定免許	6時限	10(6)時限	16(11)時限	32(17)時限
	大型特殊免許(無限定)	9時限	18(4)時限	27(16)時限	54(20)時限
	大型特殊免許(カタピラ)	11時限	21(12)時限	32(20)時限	64(32)時限
大型特殊自動車(無限定)	大型免許	3時限	6時限	9時限	18時限
	中型免許(8t限定免許・AT車8t限定免許を含む。)	3時限	6時限	9時限	18時限
	普通免許(AT車限定免許を含む。)	略			
	大型特殊免許(無限定)・大型特殊免許(カタピラ)	略			
大型特殊	大型免許	3時限	5時限	8時限	16時限

	普通免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限	
	オートマチック車限定免許	5時限	10(4)時限	13(8)時限	28(12)時限	
	大型特殊免許(無限定)	6時限	12(6)時限	18(12)時限	36(18)時限	
	大型特殊免許(カタピラ)	8時限	12(6)時限	20(14)時限	40(20)時限	
オートマチック車	大型免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限	
	普通免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限	
	オートマチック車限定免許	4時限	8(4)時限	12(8)時限	24(12)時限	
	大型特殊免許(無限定)	6時限	12(6)時限	18(12)時限	36(18)時限	
	大型特殊免許(カタピラ)	8時限	12(6)時限	20(14)時限	40(20)時限	
	大型特殊自動車(無限定)	大型免許	3時限	6時限	9時限	18時限
		普通免許(オートマチック車限定免許を含む。)	略			
	大型特殊免許(無限定)・大型特殊免許(カタピラ)	略				
大型特殊	大型免許	3時限	5時限	8時限	16時限	

自動車（ カタピラ）	中型免許（8t 限定免許・AT車8t 限定免許を含む。）	3時限	5時限	8時限	16時限
	普通免許 （AT車限定免許を含む。）	略			
	大型特殊免許（無限定）・大型特殊免許（カタピラ）	略			
けん 牽引自動車 略					
備考 略					

2 学科教習の科目及び教習時間の基準

教 習 科 目	教 習 時 間
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）別表第5第1号及び第4号並びに別表第6第5号に掲げる事項	24時限
備考 略	

自動車（ カタピラ）				
	普通免許 （オートマチック車限定免許を含む。）	略		
	大型特殊免許（無限定）・大型特殊免許（カタピラ）	略		
けん 牽引自動車 略				
備考 略				

2 学科教習の科目及び教習時間の基準

教 習 科 目	教 習 時 間
指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）別表第4第1号及び第4号並びに別表第5第5号に掲げる事項	24時限
備考 略	



別記様式第8号(第9条関係)

緊急自動車 道路維持作業用自動車 指定申請書			
年 月 日			
香川県公安委員会 殿			
申請者 住所 氏名 電話 ( ) ㊟			
用	途		
使用者	住所		
	氏名		
申請車両	種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 小特 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 兼用
	車名、型式及び年式	番号 の 番号	標 号
自使用の車の本の拠	位置		
	名称		
指定を必要とする理由			
現在指定を受けている自動車の台数 <span style="float: right;">台</span>			

- 備考 1 申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第9条関係)

緊急自動車 道路維持作業用自動車 指定申請書			
年 月 日			
香川県公安委員会 殿			
申請者 住所 氏名 電話 ( ) ㊟			
用	途		
使用者	住所		
	氏名		
申請車両	種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 小特 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 兼用
	車名、型式及び年式	番号 の 番号	標 号
自使用の車の本の拠	位置		
	名称		
指定を必要とする理由			
現在指定を受けている自動車の台数 <span style="float: right;">台</span>			

- 備考 1 申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号 (第9条関係)

緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車		年 月 日	
香川県公安委員会 殿		住所 届出者 氏名 電話 ( ) ㊟	
用 途			
構 造 ・ 装 置			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
届 出 車 両	種 類	<input type="checkbox"/> 大 型 <input type="checkbox"/> 中 型 <input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 大 特 <input type="checkbox"/> 小 特 <input type="checkbox"/> 大 自 二 <input type="checkbox"/> 普 自 二	<input type="checkbox"/> 乗 用 <input type="checkbox"/> 貨 物 <input type="checkbox"/> 兼 用
	車名、型式及び年式	番 号 の 番 号	標 号
自 使 用 の 車 本 の 扱	位 置		
	名 称		
現在届出をしている自動車の台数		台	

- 備考 1 届出者又は使用者が法人であるときは、届出者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号 (第9条関係)

緊急自動車届出書 道路維持作業用自動車		年 月 日	
香川県公安委員会 殿		住所 届出者 氏名 電話 ( ) ㊟	
用 途			
構 造 ・ 装 置			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
届 出 車 両	種 類	<input type="checkbox"/> 大 型 <input type="checkbox"/> 普 通 <input type="checkbox"/> 大 特 <input type="checkbox"/> 小 特 <input type="checkbox"/> 大 自 二 <input type="checkbox"/> 普 自 二	<input type="checkbox"/> 乗 用 <input type="checkbox"/> 貨 物 <input type="checkbox"/> 兼 用
	車名、型式及び年式	番 号 の 番 号	標 号
自 使 用 の 車 本 の 扱	位 置		
	名 称		
現在届出をしている自動車の台数		台	

- 備考 1 届出者又は使用者が法人であるときは、届出者の欄又は使用者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 当該自動車検査証の写しを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第17号(第21条関係)

※ 整理番号		安全運転管理者等に関する届出書																			
		年 月 日																			
		香川県公安委員会 殿																			
		届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 住所 電話 ( )																			
		下記のとおり届け出ます。																			
届出区分	選任 解任	1 安全運転管理者 2 副安全運転管理者	届出事項の変更																		
			1 届出者の氏名(名称)又は住所 2 使用の本拠の名称又は位置 3 安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位																		
① 選任年月日	年 月 日		⑧ 名称																		
② 安全運転管理者等の氏名	(ふりがな)		⑨ 使用の本拠の種別																		
③ 資格要件	生年月日(年齢)	年 月 日(歳)	業		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他																
	安全運転管理者	運転の管理経験 1 2年以上 2 公安委員会の講習修了者で1年以上	3 公安委員会の認定																		
	副安全運転管理者	1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験3年以上	3 公安委員会の認定																		
	安全運転管理者の氏名		安全運転管理者の氏名																		
④ 職務上の地位			⑩ 使用の本拠における自動車台数																		
⑤ 安全運転管理者等が運転免許を持っている場合	免許の種類		乗用自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	免許年月日		貨物自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	免許番号		乗用自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	交付年月日		貨物自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	交付公安委員会		乗用自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
⑥ 安全運転管理者等の勤務の態様	勤務日数	隔日 其他( )	⑪ 運転専従者数		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	副安全運転管理者の有無	あり(人) なし	予備																		
	勤務期間	自・・至・・	氏名																		
	勤務所名		氏名																		
	職名		氏名																		
	解任年月日	年 月 日	解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )																
備考	1 届出者は、※印欄には記載しないこと。																				
	2 選任届出書には、次の書類を添付すること。																				
	① 戸籍抄本、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し																				
	② 履歴書																				
	③ 運転管理者経歴証明書(副安全運転管理者にあっては、運転管理者経歴証明書又は運転経歴証明書)																				
	④ 運転経歴証明書(運転経歴証明期間が2年以上のものに限る。)																				
	3 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。																				
	4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。																				

記様式第17号(第21条関係)

※ 整理番号		安全運転管理者等に関する届出書																			
		年 月 日																			
		香川県公安委員会 殿																			
		届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 住所 電話 ( )																			
		下記のとおり届け出ます。																			
届出区分	選任 解任	1 安全運転管理者 2 副安全運転管理者	届出事項の変更																		
			1 届出者の氏名(名称)又は住所 2 使用の本拠の名称又は位置 3 安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位																		
① 選任年月日	年 月 日		⑧ 名称																		
② 安全運転管理者等の氏名	(ふりがな)		⑨ 使用の本拠の種別																		
③ 資格要件	生年月日(年齢)	年 月 日(歳)	業		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他																
	安全運転管理者	運転の管理経験 1 2年以上 2 公安委員会の講習修了者で1年以上	3 公安委員会の認定																		
	副安全運転管理者	1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験3年以上	3 公安委員会の認定																		
	安全運転管理者の氏名		安全運転管理者の氏名																		
④ 職務上の地位			⑩ 使用の本拠における自動車台数																		
⑤ 安全運転管理者等が運転免許を持っている場合	免許の種類		乗用自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	免許年月日		貨物自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	免許番号		乗用自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	交付年月日		貨物自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	交付公安委員会		乗用自動車		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
⑥ 安全運転管理者等の勤務の態様	勤務日数	隔日 其他( )	⑪ 運転専従者数		大 中 普通 軽 大 中 普通 大型特殊 小型特殊 普通二輪 計																
	副安全運転管理者の有無	あり(人) なし	予備																		
	勤務期間	自・・至・・	氏名																		
	勤務所名		氏名																		
	職名		氏名																		
	解任年月日	年 月 日	解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )																
備考	1 届出者は、※印欄には記載しないこと。																				
	2 選任届出書には、次の書類を添付すること。																				
	① 戸籍抄本、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し																				
	② 履歴書																				
	③ 運転管理者経歴証明書(副安全運転管理者にあっては、運転管理者経歴証明書又は運転経歴証明書)																				
	④ 運転経歴証明書(運転経歴証明期間が2年以上のものに限る。)																				
	3 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。																				
	4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。																				

別記様式第31号 (第33条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書															
年 月 日															
香川県公安委員会 殿															
氏名・生年月日				年 月 日											
本籍・国籍															
住所															
審査に係る緊急自動車の種類				中型 普通 大自二 普自二 小型二輪											
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会												
	交付年月日		年 月 日			有効期間		年 月 日							
	免許証番号		第 号												
	第一種免許	二・小・原		年 月 日											
		その他		年 月 日											
	第二種免許		年 月 日												
	免許の種類		大	中	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大
免許の条件		型	型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	二	二
緊急自動車の使用者		所在地													
		職名													
		氏名		印											

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。  
 2 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 緊急自動車の使用者欄の印は、公印を用いること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第31号 (第33条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書														
年 月 日														
香川県公安委員会 殿														
氏名・生年月日				年 月 日										
本籍・国籍														
住所														
審査に係る緊急自動車の種類				大型 普通 大自二 普自二 小型二輪										
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会											
	交付年月日		年 月 日			有効期間		年 月 日						
	免許証番号		第 号											
	第一種免許	二・小・原		年 月 日										
		その他		年 月 日										
	第二種免許		年 月 日											
	免許の種類		大	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大
免許の条件		型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	二	二
緊急自動車の使用者		所在地												
		職名												
		氏名		印										

- 備考 1 本籍・国籍欄は、日本の国籍を有する者は本籍、その他の者は国籍を記載すること。  
 2 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 緊急自動車の使用者欄の印は、公印を用いること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号	旅客自動車教習所指定書	
	名 称	
	所在地	
道路交通法施行令 <u>第34条第3項第2号</u> <u>第34条第4項第2号</u>	の規定により、	に係る指定旅客 自動車教習所として指定する。
年 月 日	香川県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号	旅客自動車教習所指定書	
	名 称	
	所在地	
道路交通法施行令 <u>第34条第2項第2号</u> <u>第34条第3項第2号</u>	の規定により、	に係る指定旅客 自動車教習所として指定する。
年 月 日	香川県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

表面

8.56cm

5.40cm

氏名 年月日生

住所

交付 年月日

運転経歴証明書

写真

二・小・原 年月日

種 類

香川県 公安委員会 印

裏面

注意事項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

- 備考
- 1 交付欄には、優良運転者であった場合は「1」を、一般運転者であった場合は「2」を、違反運転者等であった場合は「3」を記載すること。
  - 2 種類欄には、申請による運転免許の取消しになる前に受けていた免許の種類を表す略号を運転免許証の例により記載すること。

表面

8.56cm

5.40cm

氏名 年月日生

住所

交付 年月日

運転経歴証明書

写真

二・小・原 年月日

種 類

香川県 公安委員会 印

裏面

注意事項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

- 備考
- 1 交付欄には、優良運転者であった場合は「1」を、一般運転者であった場合は「2」を、違反運転者等であった場合は「3」を記載すること。
  - 2 種類欄には、申請による運転免許の取消しになる前に受けていた免許の種類を表す略号を運転免許証の例により記載すること。

別記様式第57号 (第99条関係)

運転習熟指導員資格審査申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所  
申請者  
氏名 ㊟

特定講習の指導員	種 別	運転習熟指導員 (普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許)			
	講習終了日				
資格審査を受けようとする者	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
現 有 免 許	公安委員会			交付日	年 月 日
	免許番号	第 号	有効年	年の誕生日まで有効	
免 許 年 月 日	第 一 種	二・小・原	年 月 日	免許の種類	
		そ の 他	年 月 日		
	第 二 種 免 許	年 月 日			
現 有 資 格	教習指導員	普通二輪	年 月 日	警察庁方式運転適性検査 (認定資格)	第 号 年 月 日
		大型二輪	年 月 日		
		普 通	年 月 日		
		中 型	年 月 日		
		大 型	年 月 日		

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第57号 (第99条関係)

運転習熟指導員資格審査申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所  
申請者  
氏名 ㊟

特定講習の指導員	種 別	運転習熟指導員 (普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許)			
	講習終了日				
資格審査を受けようとする者	本 籍				
	住 所				
	氏 名				
現 有 免 許	公安委員会			交付日	年 月 日
	免許番号	第 号	有効年	年の誕生日まで有効	
免 許 年 月 日	第 一 種	二・小・原	年 月 日	免許の種類	
		そ の 他	年 月 日		
	第 二 種 免 許	年 月 日			
現 有 資 格	教習指導員	普通二輪	年 月 日	警察庁方式運転適性検査 (認定資格)	第 号 年 月 日
		大型二輪	年 月 日		
		普 通	年 月 日		
		中 型	年 月 日		
		大 型	年 月 日		

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、同年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第2号、別記様式第3号又は別記様式第4号による標章は、それぞれ改正後の別記様式第2号、別記様式第3号又は別記様式第4号による標章とみなす。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

3 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)	第4条第1項～第114条の3 略				30 道路交通法 (昭和35年法 律第105号)	第4条第1項～第114条の3 略			
(1)～(12) 略					(1)～(12) 略				
(13) 道路 交通法施 行細則（ 平成12年 香川県公 安委員会 規則第3 号）	第4条 第1項 第3号 <u>カ</u>	略			(13) 道路 交通法施 行細則（ 平成12年 香川県公 安委員会 規則第3 号）	第4条 第1項 第3号 <u>オ</u>	通行禁止除外指定車の標章 の交付		○
	第4条 第1項 第4号 <u>カ及び キ</u>	略			(13) 道路 交通法施 行細則（ 平成12年 香川県公 安委員会 規則第3 号）	第4条 第1項 第4号 <u>オ及び カ</u>	駐車禁止・時間制限駐車区 間除外指定車の標章の交 付		○
第4条第6項・第4条第7項 略					第4条第6項・第4条第7項 略				
	第4条 第11項 <u>カ</u>	略				第4条 第9項 <u>カ</u>	通行禁止除外指定車又は 駐車禁止・時間制限駐車 区間除外指定車の標章の 返納の受理		○



	第8条～第113条 略
	(14)・(15) 略
	31～99 略
	備考 略

	第8条～第113条 略
	(14)・(15) 略
	31～99 略
	備考 略